

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）営業損害（逸失利益）	13,761,425円
（2）線量計代	104,475円
（3）高圧洗浄機代	20,000円
（4）タイヤ代	100,000円
以上合計	<u>13,985,900円</u>

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年8月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項1記載の損害項目（同2記載の期間に限る。）に掲げる損害の賠償についての和解金として金13,985,900円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項1（1）記載の損害に対する仮払補償金として金2,500,000円を支払済みであることを確認する。

この既払金について、第2項記載の和解金13,985,900円と清算する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項1記載の損害項目（同項2記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月18日

(仲介委員 柳川猛昌)